

平成 24 年度 北海道包括外部監査の結果報告書（概要）

平成 25 年 3 月 13 日

外部監査の概要

1．包括外部監査人

薄木 宏一（弁護士）

2．選定した特定の事件（監査のテーマ）及び選定した理由

(1) 監査のテーマ

企業誘致施策に関する事務の執行について

(2) 選定した理由

企業の誘致は、適地の取得や道路・港湾などのインフラ整備をはじめ、誘致活動の展開や財政的支援の実施など、様々な段階を踏んで実現するものであり、計画から最終的な立地に至るまでには数十年の期間を要することもある。

このため、企業誘致施策は、その時々々の社会経済情勢の変化等に的確に対応しつつ、費用対効果を見極めながら実施されなければ、その効果が十分に発揮されないおそれがある。

これまで北海道においては、自立型経済構造への転換を図るため、企業誘致施策の積極的な展開を図ってきているところであるが、本道経済は、近年の公共投資予算の削減という構造変化への対応の遅れから経済規模の縮小が進行しており、加えて、平成 20 年の世界同時不況や急速な円高の進行、さらには、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災などによる影響を受け、厳しい状況に直面している。

こうした状況を踏まえ、これまでの北海道の企業誘致施策が、自立型経済構造への転換や経済の活性化及び雇用機会の創出にどのように寄与し、その効果の測定は適切になされているか、また、施策や制度の内容などは現在の社会経済情勢などを的確に反映したものとなっているか、さらには効果的・効率的な事務の執行となっているかなどについて検証することは重要であると考え、包括外部監査における特定の事件として選定した。

3．監査の対象機関

北海道経済部

4．監査期間

平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 1 月 31 日

5. 監査の着眼点

北海道の企業誘致施策が、厳しい財政状況を踏まえ、最小の経費で最大の効果を上げる制度となっているか、また、その運営の合理化に努めているか。

- 1 企業誘致関連事業は、現在の社会経済情勢などを的確に反映しているか。
また、効果的・効率的に実施されているか。
- 2 企業誘致関連事業の効果測定はどのようになされているか。
- 3 過去の包括外部監査における指摘事項などは、是正・改善が図られているか。

< 監査対象事業 >

- (1) 企業誘致促進費
- (2) 企業立地促進費（企業立地促進費補助金）
- (3) 中小企業総合振興資金貸付金（産業振興資金のうち企業立地貸付）
- (4) 苫小牧東部地域開発出資特別会計貸付金
- (5) 北海道土地開発公社苫小牧東部工業基地用地資金貸付金
- (6) 石狩湾新港地域開発出資特別会計貸付金
- (7) 北海道土地開発公社石狩湾新港地域港湾用地資金貸付金

6. 監査の結果

今後、是正若しくは改善を求めるもの、又は検討の必要があるものについて、次の区分により対応を求めた。

【指摘】	早急に是正または改善を求める事項・・・・・・・・・・・・・・・・	1 件
【意見】	監査の結果に添えて提出する意見・・・・・・・・・・・・・・・・	10 件
	(有効性、効率性等の観点から検討の必要がある事項)	

また、包括外部監査人が今回の監査を通じて感じた点について、【所感】として記載した。(1件)

外部監査の結果 ～指摘・意見の概要～

<p>< 企業立地促進費（企業立地促進費補助金）></p>	
指摘 1	<p>補助金交付直後の交付先企業の倒産といったケースは、結果として補助金の交付目的が果たされないことから、こうした事態を防ぐため、補助金交付にあたっては、交付先企業の直近の経営状況について十分な確認を行うべく、審査マニュアルの改善など必要な措置を講ずること。</p>
<p>< 企業立地促進費（企業立地促進費補助金）></p>	
意見 1	<p>厳しい道の財政状況の中で、多額の予算措置を行っている補助金の効果等について十分な検討を行うとともに、社会経済情勢の変化や企業ニーズを的確に把握の上、今後とも制度内容の工夫に努めていく必要がある。</p>
<p>< 中小企業総合振興資金貸付金（産業振興資金のうち企業立地貸付）></p>	
意見 2	<p>厳しい道の財政状況の中で、多額の予算措置を行っている企業立地貸付金の効果等について十分な検討を行うとともに、社会経済情勢の変化や企業ニーズを的確に把握の上、今後とも制度内容の工夫に努めていく必要がある。</p>
<p>< 苫小牧東部地域開発出資特別会計貸付金 ></p>	
意見 3	<p>分譲実績が計画を下回り続けていることに伴って、(株)苫東から苫小牧東部地域開発出資特別会計に対する株主還元が予定どおり進まない状況となっていることから、北海道としては、(株)苫東に対し、役員報酬等を含む経常的な経費のより一層の節減に努めるよう、株主総会における株主としての権限の行使なども含め、これまで以上に積極的な対応を図ること。</p>
<p>< 北海道土地開発公社苫小牧東部工業基地用地資金貸付金 ></p>	
意見 4	<p>北海道は、引取りの際の北海道土地開発公社に対する「経費」の支払いの財源確保など、苫東二次買収用地に係る土地処分の具体化に向けた検討を急ぐとともに、国土交通省北海道局に対し、これまで以上に積極的に、利活用の具体化に係る申し入れを行い、北海道土地開発公社の長期保有地の解消に最大限取り組むべきである。</p>
意見 5	<p>無利子貸付金の単年度償還による簿価抑制については、総務省からの通知の趣旨なども踏まえ、道財政がおかれている現状も考慮した上で、早期に見直しを検討すべきである。</p>
意見 6	<p>毎年度発生する市中金融機関に対する借入利子については、北海道が年度毎に負担処理し、簿価算入を解消すべきである。</p>
<p>< 石狩湾新港地域開発出資特別会計貸付金 ></p>	
意見 7	<p>分譲実績が計画を下回り続けていることに伴って、石狩開発(株)から石狩湾新港地域開発出資特別会計に対する株主還元が予定どおり進まない状況となっていることから、北海道としては、石狩開発(株)に対し、役員報酬等を含む経常的な経費のより一層の節減に努めるよう、株主総会における株主としての権限の行使なども含め、これまで以上に積極的な対応を図ること。</p>
<p>< 北海道土地開発公社石狩湾新港地域港湾用地資金貸付金 ></p>	
意見 8	<p>北海道は、引取りの際の北海道土地開発公社に対する「経費」の支払いの財源確保など、石狩湾新港地域港湾用地に係る土地処分の具体化に向けた検討を急ぐとともに、次期港湾計画の改訂の際には、当該港湾用地の開発が明確に位置づけられるよう、石狩湾新港管理組合など関係機関に対してこれまで以上に積極的に申し入れを行い、北海道土地開発公社の長期保有地の解消に最大限取り組むべきである。</p>
意見 9	<p>無利子貸付金の単年度償還による簿価抑制については、総務省からの通知の趣旨なども踏まえ、道財政がおかれている現状も考慮した上で、早期に見直しを検討すべきである。</p>
意見 10	<p>毎年度発生する市中金融機関に対する借入利子については、北海道が年度毎に負担処理し、簿価算入を解消すべきである。</p>

